

## 檜山海区漁業調整委員会指示第1号事務取扱要領

令和5年11月17日付け檜山海区漁業調整委員会指示第1号（以下「指示」という。）  
2の（3）の規定に基づき、事務取扱要領を次のとおり定める。

### 1 さくらます船釣りライセンスの取得

#### （1）申請

##### ア 申請書の様式等

ライセンスを取得しようとする者は、別記第1号様式による申請書を本委員会に提出しなければならない。また、2の（4）の規定に基づき変更申請しようとする者は、別記第2号様式による申請書を本委員会に提出しなければならない。

##### イ 添付書類

申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、前年に発動した委員会指示において承認を受けた者については、船舶の売買、有効期間及び賃貸借期間の満了等により提出した書類の記載内容に変更を生じた場合を除き、添付を省略することができる。

##### （ア）船舶検査証書の写し

なお、同証書裏面に記載されている航行区域に指示が定める制限海域が含まれていない場合は、同海域を航行区域に含む臨時変更証の写し。

##### （イ）小型船舶操縦免許証の写し

（ウ）他者が所有する船舶を使用する場合、船舶所有者の使用承諾書。ただし、檜山海区管内に登録されている漁船を除く。

##### （エ）その他、本委員会が必要と認める書類

##### ウ 申請書の提出期限

申請書は、原則として、1月から開始する者は、令和5年12月1日から令和5年12月18日までに提出するものとし、2月以降に開始する者については、さくらます船釣りを開始する日の2週間前までに提出するものとする。

#### （2）ライセンスの取得基準

本委員会は、総トン数20トン未満の動力船で申請した者に対してのみ、ライセンス証を発行する。ただし、本委員会が特別に認める場合を除く。

#### （3）ライセンス証

指示3の（1）に規定するライセンス証の様式は別記第3号様式とする。

#### （4）章旗

指示3の（2）に規定する章旗の形状及び色等は別図のとおりとする。なお遊漁兼業者は、遊漁専業者用及び漁業者用の章旗双方を掲揚するものとする。

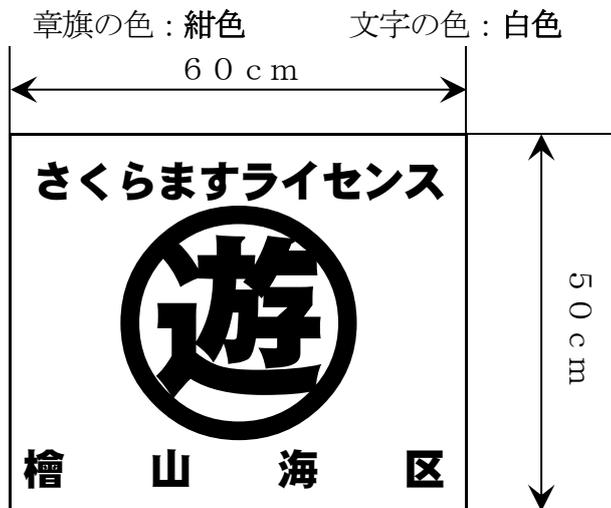
### 2 その他

指示3の（6）に定める釣果報告書の様式は別記第4号様式とする。

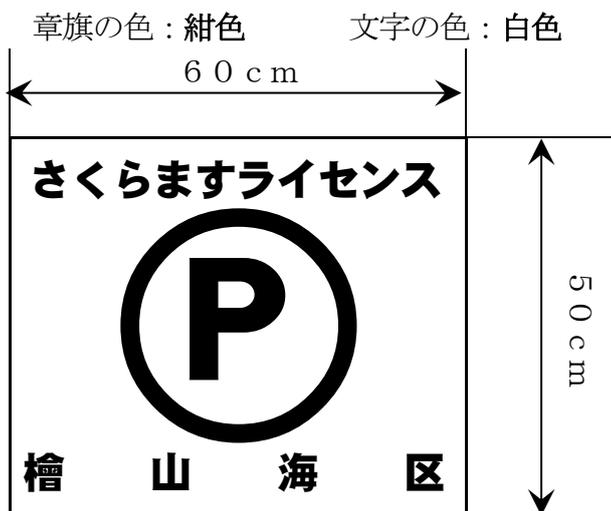
(別図)

章旗の形状及び色

(1) 遊漁專業者



(2) プレジャーボート使用者



(3) 漁業者

